

不当労働行為の審査取扱状況（令和４年）

第１表 取扱件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰 越 し	8	7	1
新規申立て	3	1	2
計	11	8	3

第２表 申立事項別件数

申 立 事 項	繰越し	新規申立て	計
１号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	—	—
２号（団体交渉の拒否）	3	1	4
３号（支配介入）	—	—	—
４号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
１号と２号の複合したもの	1	—	1
１号と３号の複合したもの	—	—	—
２号と３号の複合したもの	1	2	3
１号と２号と３号の複合したもの	2	—	2
１号と３号と４号の複合したもの	1	—	1
１号と２号と３号と４号の複合したもの	—	—	—
計	8	3	11

（注） 「申立事項」欄の１号ないし４号は、労働組合法第７条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表 申立理由別件数

7 条号別	申 立 理 由		繰越し	新規申立て	計
1 号	正当な組合活動による不利益取扱い	解 雇	1	—	1
		賃金等の差別	2	—	2
		仕事上の差別	—	—	—
		配 転	—	—	—
		そ の 他	2	—	2
		小 計	5	—	5
2 号	団体交渉の拒否		7	3	10
3 号	支 配 介 入	組 合 誹 謗	—	—	—
		別 組 合 の 育 成	—	—	—
		協 定 不 履 行	1	—	1
		組合弱体化工作	4	2	6
		脱 退 強 要	—	—	—
		就 労 拒 否	—	—	—
		小 計	5	2	7
4 号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い		1	—	1
計			18	5	23

(注) 1 「申立理由」欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第 7 表 業種別件数

業 種	製造	運輸、郵便			卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰 越 し	—	1	4	—	—	1	—	1	1	—	8
新規申立て	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	3
計	—	1	4	—	—	2	—	2	1	1	11

第 8 表 企業規模別件数

企業規模	49 人 以下	50～ 99 人	100～ 199 人	200～ 299 人	300～ 499 人	500～ 999 人	1,000 人 以上	計
繰 越 し	3	3	—	—	—	2	—	8
新規申立て	—	1	—	—	—	2	—	3
計	3	4	—	—	—	4	—	11

第 9 表 終結区分別件数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	無関与 和解	取下げ	小計	
繰 越 し	—	2	1	—	3	4	—	—	4	7
新規申立て	—	—	—	—	—	1	—	—	1	1
計	—	2	1	—	3	5	—	—	5	8

第 10 表 終結事件係属日数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	645	487	587
和 解 ・ 取 下 げ	547	169	362
総 平 均	—	—	447